

## 春日井市消防本部ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

### 1 目的

春日井市（以下、「市」という。）消防本部が、啓発活動、イベント情報、春日井消防の取り組みを、広く市民に配信するためにソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という。）の活用方法を定める。

### 2 運用SNS及びアカウント名

(1) フェイスブック (Facebook)

アカウント名 春日井市消防本部

(2) X (旧ツイッターTwitter)

アカウント名 kasugai\_shobo

(3) インスタグラム (Instagram)

アカウント名 kasugai\_shobo

### 3 アカウント責任者

消防救急課長

### 4 配信内容

消防に関すること

### 5 コメント等への返信

(1) 原則として行わない。

(2) コメント欄等から問い合わせ、質問があった場合は、プロフィール欄URLから市ホームページ「ご意見・ご質問入力フォーム（消防本部）」に案内する。

### 6 著作権

掲載している全ての情報（テキスト、画像等）に関する著作権は、原著作者又は市に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁ずる。

## 7 禁止事項

消防本部で運用するSNS内において利用者間でトラブルが発生した場合は、関係する投稿内容を予告なく投稿を削除することがある。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教の活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの、またその恐れのあるもの
- (11) (1)から(10)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) 上記のほか、当市消防本部が不適切と判断したもの

## 8 周知及び変更

本方針の内容は、市ホームページに掲載し周知する。また、本方針は必要に応じて変更するものとし、その都度、市消防本部で運用するSNSを通じて周知する。

附則

令和元年7月20日から運用開始する。

附則

令和6年2月8日改訂